

高松市移住促進パンフレット作成業務委託
仕様書

高松市政策局政策課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う高松市移住促進パンフレット作成業務委託（以下「本業務」という。）に適用します。

1 業務の目的

本市では、令和5年3月に策定した、「たかまつライフ促進プラン～「たかまつで暮らす」っていいね！」～」に基づき、大都市圏の在住者に対しUJIターン等による本市への移住を促進するため、本市の魅力や生活関連情報などを総合的にとりまとめたパンフレットを作成します。

本業務は、高松市移住促進パンフレットを作成するに当たり、その業務を委託により行うものです。

2 業務期間

契約締結の日から令和6年8月30日

3 事業規模金額

本業務の事業規模金額は、1,870,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

4 業務内容等

（1）業務内容

パンフレット制作

- ① 本業務の円滑な進行を図るため、受託者は、本市の担当職員と綿密な連携を図ってください。本業務の着手時、作成中など、受託者又は本市の必要に応じて、随時、打ち合わせ協議を行ってください。
- ② 企画、デザイン、取材、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正、印刷等の企画作成に係る全ての業務を行ってください。
- ③ パンフレットに掲載する施設や移住者等への取材及び調整等については、受託者が行うものとし、高松市は受託者の業務の遂行に協力するものとし、なお、移住者の選定については、事前に高松市と協議の上、決定してください。
- ④ 業務に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとし、高松市は既存資料の提供など、受託者の業務の遂行に協力します。

（2）コンセプト

- ① 本市への移住の最重点ターゲット層である「大学新卒世代（20歳代前半）」、「子育て世代（20歳代後半～40歳代）」の視点で本市に興味をもたせる紙面構成・デザ

インとしてください。

- ② 洗練されたデザインにしてください。
- ③ 本市の魅力を分かりやすく伝え、他自治体と差別化できるキャッチフレーズを作成し、パンフレットに掲載してください。
- ④ 統計データを紹介することにより、大都市圏と比較した本市の暮らしがイメージできるよう、移住希望者が知りたい情報をPRし、魅力発信してください。
- ⑤ 本市の移住ポータルサイト「高松市移住ナビ」及び関係人口コミュニティ「オンライン高松ファンコミュニティ」への流入を意識したレイアウトとしてください。
- ⑥ 本市での生活の魅力を文章だけでなく、2組以上移住者のインタビュー写真等により分かりやすく、効果的にPRしてください。

(3) パンフレット掲載内容

掲載内容（案）については、以下のとおりとします。掲載順序及び掲載量の指定はありません。なお、下記以外で移住希望者にとって効果的と考えられる内容があれば提案してください。

- ① 市の基礎情報・交通アクセス
- ② 地理的特徴
- ③ 地図（市域全体・各地域）※1
- ④ 本市の魅力（観光地・食・特産品等）
- ⑤ 本市の施設紹介（子育て関連施設・商業施設・コワーキングスペース等）
- ⑥ 移住者インタビュー
- ⑦ 本市への移住促進サポート（支援制度・高松市移住ナビ等）
- ⑧ 東京・大阪からのアクセス

※1 各地域とは、市域を5つの地域（島しょ部・都心地域、西部地域、中部地域、東部地域、南部地域）に分け各地域の特性を掲載し、移住先を検討するにあたりイメージしやすいようにしてください。

(4) 想定している配布場所及び使用方法

県外における各種移住フェアにおける配布、ふるさと回帰センター等の各種窓口での移住相談対応における利用を想定しています。

(5) パンフレットの規格及び作成数

パンフレットのサイズは、A4判以内とし、両面印刷のオールカラーとしますが、ページ数及び紙質は提案によるものとします。

(6) パンフレット部数

2, 000部

(7) 成果物

ア パンフレット 2, 000部

イ 電子データ

印刷入稿データ及び PDF 版データなどの電子データ一式は、次回増刷時を考慮の上、CD-ROM 又は DVD-ROM に収納し納品してください。

ウ 納品場所 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 政策局 政策課 地域活力推進室

4 著作権等の取り扱いについて

(1) 著作権の帰属について

納品（成果）物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本市に帰属するものとします。

(2) 著作権の処理について

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこととします。

(3) 肖像権について

納品（成果）物の出演者の肖像権等については、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得てください。

5 業務責任者

受注者は、制作業務に当たる業務責任者を置くとともに、本業務担当の業務従事者を特定してください。業務責任者は映像や画像制作に必要な知識と技能を有し、委託業務を統括し、本市との連絡調整の窓口とします。

6 成果品の審査

(1) 受注者は、業務完了前に本市の成果品審査を受けてください。

(2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正してください。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行ってください。

7 業務の完了

本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本市の検査をもって、業務完了とします。

8 仕様書の確定

本仕様書については、企画競争の結果により、選定された事業者と協議の上、必要に応じて、修正した後、確定するものとします。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定めます。

10 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせてください。
- (2) 受注者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行ってください。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払ってください。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとします。
- (4) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ってください。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とします。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守してください。
- (7) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指します。
- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告してください。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとします。
- (9) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても高松市の承諾なく複製又は貸与してはなりません。

また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに高松市に引き渡してください。